

(別紙1) 24の業務改革について

1. 利便性向上、負担軽減

○公益認定申請等業務（内閣府）

【取組内容】

公益認定申請等業務については、電子申請等の受付業務等を行う公益認定等総合情報システムの運用に関してヘルプデスクに寄せられたユーザーの声等を踏まえて利便性向上・負担軽減を図ることが課題となっている。このため、ユーザーにとって操作しやすいシステムへの変更に係る以下のような見直しに取り組む。

- ・操作ボタンやリンクが多い画面を減らし、選択コマンドをシンプルかつ少数に変更
- ・マニュアルを細分化し当該機能の部分のみを操作ボタンの隣や同一画面内に配置するなどして疑問を自己解決できるよう配慮
- ・どこまで作業が進んでいるかナビゲートする表示欄の設置
- ・アクセス集中を緩和するための方策

これにより、高齢者を含むユーザーの目線に立って、ユーザーの利便性向上・負担軽減等を実現することを目指す。

【実施時期】

平成28年度にシステムを改修し、上記見直しを実施予定（予算要求中）。

【主要成果指標（KPI）】

- ・公益認定等総合情報システムに対するユーザー満足度の向上
※平成29年度にアンケート調査を実施予定
- ・アクセス制限時間数及び停止時間数の減

○企業結合審査業務（公正取引委員会）

【取組内容】

一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止するために行っている企業結合審査について、以下の見直しに取り組む。

- ・ 審査日数の把握・管理
- ・ 禁止期間の短縮申請のあった届出の審査への的確な対応（記載例の作成・活用）
- ・ 提出書類の一部電子化（事業報告書及び有価証券報告書を対象）
- ・ 通知書面の郵送対応を再周知（書類のやり取りに郵送を活用し、事業者の来庁負担を軽減。）

これにより、事業者の負担軽減を実現することを目指す。

【実施時期】

今年度中に実施に向けた検討、準備及び一部事項の試行を開始し、28年度からの本格的実施を目指す。

【主要成果指標（KPI）】

- ・ 第1次審査のうち30日以内に処理されたものの割合
（目標（平成28年度）：審査日程の把握・管理を通じ、迅速化や効率化等をより明確に意識して審査し、30日以内の処理割合を100%とすることを目標とする。）
 - ・ 禁止期間（※）の短縮申請を受け、短縮を実施した割合
（目標（平成28年度）：企業側のニーズに的確に対応し、短縮を実施した割合を100%とすることを目標とする。）
- ※ 届出後、企業結合が禁止される30日の期間。必要と認めるときは当該期間の短縮が可能。

○金融モニタリング関係業務（金融庁）

【取組内容】

金融検査については、金融機関や金融市場の動向をリアルタイムで把握し、変化に即応したより実効性の高い情報収集・分析が求められており、現在、オンサイト・オフサイト一体となった金融モニタリング体制の構築を進めている。一方で、モニタリングを受ける金融機関の負担軽減を図ることも課題となっていることを踏まえ、以下の見直しに取り組む。

- ・検査の企画と結果通知が分業体制だった点を見直し、27年度において検査局内で「企画審査課」に統一。同課担当者が立入検査に同行し、検査途中でもリアルタイムで実態把握、課題の提示、改善策の検討が可能となるようにすることで、立入検査終了後、速やかな検査結果の通知を実施
- ・監督局、検査局の合議体「徴求資料PT」において、金融機関に対して新たな資料の徴求・悉皆調査の実施等を行う場合に既報告等との重複がないか検証
- ・金融機関からの既報告や資料提出等について、金融機関の意見を十分ヒアリングし、年1回定期的に点検
- ・検査局幹部が被検査金融機関に赴き、検査の実施状況や手法についてヒアリングを実施（オンサイト検査モニター）
- ・立入終了後、金融検査の実施状況や手法について書面によるアンケートを実施（オフサイト検査モニター）

これらにより、効率的かつ効果的なモニタリングを実施することで、金融機関の負担を軽減しつつ、金融システム・金融機関の健全性の維持と金融仲介機能の発揮につながる好循環の実現を目指す。

【実施時期】

随時実施。

なお、25事務年度より試行的に開始した金融モニタリングについては、まだ端緒にいたばかりであり、金融機関を取り巻く状況の変化や上記取組の結果等も踏まえながら、必要に応じ継続的な見直し等を図る。

【主要成果指標（KPI）】

- ・検査結果通知書の早期通知：検査結果通知までの日数
（従前3ヶ月以上かかっていた期間を短縮化（案件によって差があるが、概ね数週間程度）（いずれも立入り終了後）

（参考指標）

- ・データの二重徴求の防止、検査モニター：PT・ヒアリング・アンケート等の実施回数、既報告・資料の見直しや改善事項等の件数

○経済センサス - 活動調査業務（総務省・経済産業省）

【取組内容】

我が国の全産業分野における事業所の経済活動の実態を全国及び地方別に明らかにする経済センサス - 活動調査業務については、小規模零細事業所も含め効率的・効果的に行うことが課題となっていることを踏まえ、以下の見直しに取り組む。

- ・すべての調査対象事業所についてオンラインによる回答受付
- ・電子調査票による回答のし易さの向上（調査票見直し等）

これにより、報告者の利便性や業務の効率性の向上等を実現することを目指す。

【実施時期】

平成 28 年度に実施される経済センサス - 活動調査に向けて、上記見直しを実施。

【主要成果指標（K P I）】

- ・オンライン回答率の向上
- ・統計調査員による一次チェック件数の減少

○公害紛争処理業務（公害等調整委員会）

【取組内容】

公害紛争の迅速・適正な解決を図るための公害紛争処理業務については、準司法的手続であることに留意しつつ、より迅速・簡易に行うことが課題となっていることを踏まえ、以下の見直しに取り組む。

- ・従来 FAX で提出することが可とされている書類等について電子的な提出も可能とする。

これにより、紛争当事者の利便性向上等を図り、国民が利用しやすい公害紛争処理手続を実現することを目指す。

【実施時期】

平成 27 年度中に上記見直しのため必要な規定を整備の上、試行を実施。

【主要成果指標（KPI）】

- ・電子的な資料提出件数の増加

○大学設置関係認可業務（文部科学省）

【取組内容】

大学設置関係の認可業務については、教育の質を確保する観点から審査内容が多岐にわたる一方で、申請者等の事務負担を考慮して、必要に応じて以下の見直しやその環境整備の検討に取り組む。

- ・ 手引き・Q & Aの充実
- ・ 申請書類の提出部数の見直し、電子化
- ・ 来庁が必要な手続の削減

これにより申請者の負担軽減や業務の効率化等を実現することを目指す。

【実施時期】

- ・ 手引き・Q & Aの見直しについては、毎年度の審査を通じて明らかとなった改善点につき、随時改善を図る。
- ・ 申請書類の提出部数の見直し、電子化については、審議会委員等との検討・調整や、文部科学省内のICT環境整備の状況（パソコン・タブレット等の整備、情報セキュリティ対策等）を十分踏まえながら、実施に向けた検討を開始する。
- ・ 来庁が必要な手続の削減（意見伝達、認可書伝達方法の見直し）については、原則、電子メールによる伝達とするなど、来省の機会を極力少なくするための検討を開始し、28年度を目途に実施を目指す。

【主要成果指標（KPI）】

- ・ 紙ベースの申請書類の削減量
（目標（平成29年度）：1大学当たり約750枚（「学生確保」写しの書類15部）の削減）
- ・ 本省への来訪回数
（目標（平成29年度）：現状、最大で3回の来訪が必須であるところ、1大学当たり1回の減）

○輸出証明書発給業務（農林水産省）

【取組内容】

日本の食品等の輸出に際して、東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、諸外国から求められている食品等の放射性物質規制に係る輸出証明書の発給業務については、申請件数が増加する中、より迅速・簡便に行うことが課題となっていることを踏まえ、以下の見直しに取り組む。

- ・ オンライン化による受付・発給手続期間の短縮化、発給場所の全国拡大
- ・ 審査マニュアルの整備、申請書類の補正作業のシステム上での実施等による審査期間の短縮化
- ・ 生鮮品等、対象物資に係る多様なニーズへの対応

これにより、申請受付の 24 時間化や発給までの期間の短縮を図り、申請者の利便性向上や日本の食品産業の輸出力強化等を実現することを目指す。

【実施時期】

平成 27 年に輸出証明書発給システムを導入。28 年度本格運用し、上記見直しを実施。

【主要成果指標（KPI）】

- ・ 申請から証明書発給までの期間

（目標（平成 28 年度）：平均 8 日程度かかっている期間を半減させる。また、補正が不要で審査が容易なものや収穫後短時間に空輸が必要な生鮮品等は、事前相談・審査等も活用し、さらに期間を短縮して発給を行う。）

（参考指標）

- ・ 輸出証明書の申請・発給については、平成 28 年度中に原則オンライン化

○農林水産統計調査業務（農林水産省）

【取組内容】

農林水産分野に係る政策の企画立案の基礎データ、国の財政支出の算定根拠等となる統計を作成するための調査業務については、以下の取組を行う。

- ・「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）に基づき、
 - i) オンライン調査化の推進
 - ii) タブレット端末等のモバイル機器の活用による効率的な現地調査の実施
- ・職員が行っている実査業務等の外部化
- ・オンライン調査化に対応した簡易なマニュアルの整備等

これにより、統計調査の質を確保しつつ統計調査の効率的な実施を目指す。

【実施時期】

タブレット端末の活用は 26 年度から、職員による実査業務等の更なる外部化は 27 年度から導入。28 年度以降も上記取組の更なる推進を図る。

【主要成果指標（KPI）】

- ・オンライン調査化の更なる推進

（目標（平成 28 年度以降）：農林水産統計調査において、オンライン化未対応となっている 3 調査のオンライン調査化を図る。）

※農林水産統計調査（市場化テスト等を除く）23 調査中

- 平成 25 年度末まで：オンライン化 14 調査
- 平成 26 年度：オンライン化 2 調査
- 平成 27 年度：オンライン化 4 調査
- 平成 28 年度以降：残り 3 調査のオンライン化検討

○空港運營業務（国土交通省）

【取組内容】

国管理空港については、全国一律の着陸料等設定、国が運営することによる地元感覚・経営感覚の不足、航空系事業（滑走路等）・非航空系事業（空港ビル等）の運営主体の分離等が課題となっていることを踏まえ、国管理空港における運営の民間委託の第1弾として、仙台空港において平成27年度中の運営委託開始を目指して優先交渉権者の選定作業を進めており、仙台空港の運營業務について以下の見直しに取り組む。

- ・飛行場情報業務、土木・機械施設維持管理業務等を運営権者に委託することにより、仙台空港事務所における職員の業務処理時間を削減し、定員を合理化するとともに、委託業務に係る経費を削減。
- ・旅客数の目標値や利用者の利便性向上の水準等を含むマスタープラン・各種計画、財務情報等の報告書を公表し、透明性の向上を図る。
- ・空港施設内営業に関する構内営業申請・国有財産使用許可申請手続を一元化し、手続を簡素化。

これにより、仙台空港において空港運営の効率化を図るとともに、着陸料等の低廉化を通じた利用者への還元（航空運賃の低下、就航路線や便数の拡大等）や空港施設内営業に関する関係事業者の負担軽減を目指す。

また、仙台空港以外の空港についても、地域の実情を踏まえた民間による経営の一体化を図るため、公共施設等運営権方式の活用を検討し、空港経営改革を推進する。

【実施時期】

国は、仙台空港運営の優先交渉権者の選定と並行して定員合理化数や経費削減見込みを精査するとともに、選定（平成27年9月予定）後、旅客数の目標値や利用者の利便性向上の水準等を含む提案内容に対する審査の結果及び審査の評価の過程を公表する。実施契約を締結（平成27年12月予定）後、国は運営権者に対する引継ぎ（OJT等）を開始。平成28年2月に運営権者による仙台空港の運営を一部（ビル施設等事業）開始予定（最長65年）、構内営業申請・国有財産使用許可申請手続を一元化する。平成28年6月末に国は滑走路等の維持管理・着陸料の收受等に関する事業を移管（空港運營業務の完全移管）し、同事業開始日までに運営権者は旅客数の目標値や利用者の利便性向上の水準等を含むマスタープラン・各種計画を公表する。

【主要成果指標（KPI）】

- ・仙台空港事務所における委託業務に係る業務処理時間、定員：約1万8千時間削減、10人以上合理化
- ・仙台空港における委託業務に係る経費：平成26年度実績比で年間約5億7千万円削減
- ・仙台空港における国に対する構内営業申請・国有財産使用許可申請手続：廃止（0時間）（平成26年度実績：構内営業承認等管理件数は45件、第1類営業は1月程度、第2類営業

は2週間程度、国有財産使用許可件数は8件・1月程度)

(参考指標)

- ・平成28年度末までに公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数：数値目標（空港6件）

○土壌汚染状況に関する調査機関指定等業務（環境省）

【取組内容】

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況の調査については、その適切な実施を担保するため環境大臣等が指定する機関に実施が限られているところ、当該指定、更新等の申請については、書類の記載事項が不明確等の指摘があることを踏まえ、統一マニュアル（チェック表）の作成に取り組む。

これにより、申請に係る業務をより迅速、確実にいき、申請者の利便性の向上及び更なる公平性の確保につなげることを目指す。

【実施時期】

平成 27 年中速やかに作成し環境省HPにおいて公表する。

【主要成果指標（KPI）】

- ・ 審査期間の短縮（1～2ヶ月→2週間～1ヶ月半）

2. 行政手法の見直し等による施策の向上

○書陵部所蔵資料等公開業務（宮内庁）

【取組内容】

書陵部が所蔵する歴史的・文化的資料については、広く希望する者がより簡便に閲覧できるようにすることが課題となっていることを踏まえ、以下のような見直しに取り組む。

- ・他研究機関との連携も活用しつつ、システム上で閲覧可能な資料の充実
- ・検索項目や絞込検索を改良し、目的とする資料の検索の利便性向上
- ・書陵部所蔵資料の閲覧申請の電子的な受付

これにより、資料閲覧についての国民の要望に応えるとともに閲覧者の利便性向上を図る

【実施時期】

可能なものから随時取り組み、28年度中には上記見直しを実施。

【主要成果指標（KPI）】

- ・システムで閲覧可能な画像数の増加
- ・書陵部所蔵資料の電子的な閲覧申請件数の増加

○保護観察対象者に対する専門的処遇プログラム業務（法務省）

【取組内容】

特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対する専門的処遇プログラムについては、より一層効果的に行うことが求められていることを踏まえ、刑務所出所者等再犯防止処遇の強化と業務効率化の両立を図るため、以下に取り組む。

- ・ 性犯罪者処遇プログラム及び覚せい剤事犯者処遇プログラムについて、可能な官署において集団処遇を実施
- ・ その他の処遇プログラムについても集団処遇の実施可能性について検討

これにより、再犯防止を期し、より安全・安心な社会の実現につなげることを目指す。

【実施時期】

平成 28 年度、一部の庁において性犯罪者処遇プログラム及び覚せい剤事犯者処遇プログラムについて、集団処遇を実施。

【主要成果指標（KPI）】

- ・ 集団処遇実施対象庁における再処分率（保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪等により刑事処分を受けた者の占める割合）の低下

3. 業務処理の効率化、迅速化

○消費者被害に係る情報収集業務（消費者庁）

【取組内容】

現状、消費者被害に係る情報収集については、国民生活センターが管理しているPI0-NETに拠っている場合が多いが、より迅速かつ効率的に行うことが課題となっていることを踏まえ、本年10月予定の当該システムの改良に合わせて、利用省庁等に対する研修を実施するほか、情報活用や分析方法について以下の見直しに取り組む。

- ・被害情報に係る「仮登録」システムの導入及び登録決裁階層の合理化
- ・上記取組を踏まえた速やかな証拠の差押え
- ・PI0-NETのフリーワード検索の導入及びタイムリーな検索実施

これにより、執行の効率化及び執行件数の増加に努め、消費者被害の未然防止・拡大防止につなげることを目指す

【実施時期】

平成27年10月のシステム運用開始に合わせて実施予定。

【主要成果指標（KPI）】

- ・消費生活センター等における登録日数：10日以内
- ・事業者検索：2秒以内

○外交政策に係る国会関連業務（外務省）

【取組内容】

国民等への説明責任の観点から重要な国会関連業務について、その質の向上や、各種外交課題への対応との両立等の観点から、在外公館を含む省外からのアクセス及びテレワークが可能な関連システムの導入に合わせ、以下の見直しに取り組む。

- ・ 国会関連作業のシステム上での実施、同システムの電子決裁機能の活用
- ・ 関連資料の集約と積極活用
- ・ 進捗状況の共有と管理の強化
- ・ 国会答弁作成に係る業務シフトの見直し、勤務時間の短縮
- ・ 在外公館における関連システムの活用

これにより、国会対応の効率化とともに、国民/国会の関心も踏まえた上での各種外交課題への対応力の強化と、その取組についての国内における十分な説明の実施、及び在外公館において関連システムを活用し、国内における議論の最新動向を踏まえた上で行う発信を通じて我が国の外交政策に対する諸外国からの十分な理解を得ることを目指す。

【実施時期】

平成 27 年にシステムを導入。今後、本格的に運用し、年度末を目途に、その運用状況について確認する予定。

【主要成果指標（KPI）】

- ・ 国会関連作業のシステム上での実施率（目標（平成 27 年度）：100%）
- ・ 外務省単独で作成する答弁の業務処理時間（目標：3 時間以内）
- ・ 国会答弁作成に係る勤務時間（目標：30%削減）

（参考指標）

- ・ 職員のモバイル端末へのシステム導入率（目標（平成 27 年度）：全本省職員の 70%）
- ・ 在外公館における活用事例

○輸入貨物検査関係業務（財務省）

【取組内容】

海外からの貨物の輸入については、迅速な通関の確保が期待される一方、近年、大量破壊兵器の拡散防止やテロ対策の強化、指定薬物を含む不正薬物や知的財産侵害物品等の取締りの強化に対する国際的・社会的要請も寄せられていることから、以下のことについて取り組む。

- ・ 航空貨物に係る事前情報の電子的入手に向けた制度設計及びシステム整備等の検討
- ・ NACCS 未利用者に対する利用促進、通関関係書類（仕入書等）の電磁的記録による提出の促進

【実施時期】

- ・ 航空貨物の事前情報の電子的入手・活用のため、パイロットプロジェクトの実施を含め、制度・体制・システム整備等を進める。そのため、平成 27 年度中に、航空貨物の事前情報の電子的入手・活用に向けた制度設計のため、事業者等に対してヒアリングを実施する。
- ・ 27 年度以降も、NACCS 未利用者への継続した利用促進等の取組を実施。

【主要成果指標（KPI）】

- ・ 輸入通関における平均所要時間 ※数年ごとに調査を実施

（注）ただし、これまでの輸入通関手続きの簡素化・迅速化の取組により、平均所要時間は相当程度短縮されているほか、今後、テロ対策や不正薬物等の取締りのさらなる強化を行う場合、平均所要時間に影響する可能性がある。

（参考指標）

- ・ 平成 27 年度中に、航空貨物の事前情報の電子的入手・活用に向けた制度設計のため、事業者等に対してヒアリングを実施する。

○労災保険給付業務（厚生労働省）

【取組内容】

被災労働者又はその遺族に対し、療養・休業・障害・遺族等の保険給付を行う労災保険給付業務については、近年、脳・心臓疾患、精神障害等の複雑・困難事案が増加しており、労災認定に当たっての調査等に係る労力や所要時間の削減が課題となっていること等を踏まえ、以下の見直しに取り組む。

- ・ 労災認定事務に係る指導・助言を行う要員（特別労災認定指導官）の効果的配置による労災認定期間の短縮化
- ・ マイナンバーを活用した添付書類の削減による利用者負担の軽減
- ・ 労働基準局関係3システムの連携

これにより、労災保険給付業務を効率的かつ効果的に実施し、処理時間等の削減を図りつつ、労働者の迅速かつ公正な保護を図ることで、労働者の福祉の増進に寄与することを目指す。

【実施時期】

- ・ 平成 27 年度以降、順次、各都道府県労働局に特別労災認定指導官を配置
- ・ マイナンバーの取組スケジュールを踏まえ、29 年 1 月以降、日本年金機構との情報連携を開始し、厚生年金等の改定通知書等の添付書類を削減
- ・ 労働基準局関係3システム（基準行政システム、労災システム、適用徴収システム）が保有する事業場等の情報について、次々期システム更改時期（平成 34 年度以降）に共通の事業場台帳を作成し、一括管理することを検討するとともに、次々期システム更改までに、対応可能な取組について検討

【主要成果指標（KPI）】

- ・ 複雑・困難事案の申請から給付までの期間
（目標：小規模労働基準監督署分も含めた標準処理期間（6か月。精神障害は8か月）内の処理）
- ・ 添付書類（住民票、厚生年金額が分かる書類等）の削減

（参考指標）

- ・ 複雑・困難事案のうち脳心・精神・石綿の請求件数：平成 22 年度 3,179 件→平成 26 年度：3,350 件

○特許審査関係業務（経済産業省）

【取組内容】

特許審査については、「世界最速・最高品質」を目指していることを踏まえ、民間企業である登録調査機関に委託する先行技術調査の拡大のため、当該機関職員に対し、技術分野に特化した研修を実施、強化するほか、テレビ会議による面接審査の拡大のため、全国各地でのシンポジウム・説明会等を活用してメリットのPRに努める。

これにより、特許審査の迅速化及び質の向上につなげ、我が国産業の国際競争力の強化を図ることを目指す。

【実施時期】

登録調査機関による先行技術調査の対象については予算拡充等を踏まえつつ、可能な範囲で最大限拡大（平成26年度は全11機関でのべ137分野）。テレビ会議ソフトウェアを利用した面接審査（平成26年度66件）については、速やかに申請者への周知徹底を行う。

【主要成果指標（KPI）】

- ・2023年度までに、「権利化までの期間」を平均14ヶ月以内に、「一次審査通知までの期間」を平均10ヶ月以内とする。

○河川関係事務所（出張所）業務（国土交通省）

【取組内容】

いつ発生するか分からない災害発生時の対応を行いつつ、今後急速に老朽化する河川管理施設の維持管理・更新業務の円滑な実施等を両立することが困難な状況となってきていることを踏まえ、以下の維持管理・更新の業務プロセスの見直しや平準化に取り組む。

- ・点検要領や点検結果の評価要領等の基準・マニュアル類の策定により点検、評価作業等の効率化を図るとともに、決裁の電子化・決裁階層の簡素化を行い、長寿命化計画の策定を加速化し、予防保全型の維持管理更新への転換を図り、業務の平準化を進める。
- ・施設台帳の電子化、データ入力様式の標準化、タブレット端末を活用した河川巡視結果の現場での記録による作業プロセスの簡素化により点検結果記録作業の効率化を図る。
- ・以上の取り組みは全国的に横展開を図るとともに、河川管理施設数等の指標に基づく官署間の業務量の比較を行い、業務量格差の是正を図る。

これにより、各般の業務への迅速・的確な対応を可能とし、適切な河川管理を通じて、災害リスクを軽減し、国民の安全・安心の確保を図る。

【実施時期】

27年度より実施。

【主要成果指標（KPI）】

- ・長寿命化計画の策定率（目標 平成28年度末までに100%）
- ・河川巡視結果記録作業時間の縮減（1回あたりの処理時間を3割程度縮減）

○主要な防衛装備品の取得に係る業務（防衛省）

【取組内容】

主要な防衛装備品の取得に係る業務について、その適切な取得や適切なコスト管理の観点から、以下の見直しに取り組む。

- ・ 主要な装備品に係る開発、取得、維持に係るコスト管理等を防衛装備庁に一本化
- ・ 構想段階から研究開発、取得、維持・整備といったライフサイクルを通じたプロジェクト管理の実施
- ・ 装備品取得の実施主体の一元化による情報共有の円滑化、機関間調整に要していた時間の削減

これにより、主要な防衛装備品の取得についての一元的かつ一貫した管理の手法を確立し、更なる透明性の確保や調達効率化の実現を目指す。

【実施時期】

平成 27 年 10 月 1 日の防衛装備庁発足を目指し、準備を進めている。

【主要成果指標（KPI）】

- ・ 装備品等のライフサイクルコスト（目標：物価上昇等を除き上ぶれを抑制）

（参考指標）

- ・ 防衛装備庁の設置に伴う、「二段階プロセス」の廃止
※ 例えば、平成 26 年度に装備施設本部が作成した、内部部局関係課に対する随意契約の承認申請は 358 件
- ・ 装備取得部門の一元化による、各機関で重複していた文書の削減
※ 例えば、平成 26 年度に経理装備局装備政策課が発簡した文書約 950 件のうち、約 1 割が該当

○C I Q関係業務（関係省庁）

【取組内容】

出入国におけるいわゆるC I Qの業務については、訪日外国人旅行者数が急増する中、よりの確・迅速な対応が求められていることを踏まえ、関係省庁において、以下の取組を進める。

- ・入国審査における機動的審査の構築、審査ブースコンシェルジュの拡充及びT T P（トラスティド・トラベラー・プログラム）の導入並びに日本人出帰国審査における顔認証技術の導入の検討等（入国管理部門）
- ・税関旅具検査における機動的体制の構築、旅客予約記録（P N R）の電子的提出の促進（税関部門）
- ・対人検疫、動植物検疫における機動的体制の構築（検疫部門）

これらにより、入国審査に要する待ち時間を短縮するほか、増加するC I Qの需要に対し、効果的・効率的な業務処理体制を維持しつつ、機動的・的確に対応することを可能とし、観光立国の実現に一層寄与することを目指す。

【実施時期】

平成 27 年度から実施（T T Pについては平成 28 年末に導入）

【主要成果指標（K P I）】

- ・空港での入国審査に要する最長待ち時間（目標（平成 28 年度）：20 分以下に短縮することを目指す）

（参考指標）

- ・訪日外国人旅行者数
約 520 万人（H26. 1～5 月） →約 750 万人（H27. 1～5 月）
- ・関西空港
深夜の到着便が週 10 便以上増加（H27. 4 以降）
- ・羽田空港
深夜の到着便が週 18 便増加（H27. 7 以降）
- ・静岡空港
週 27 便（H26） →週 67 便（H27）
- ・那覇空港
週 127 便（H26） →週 150 便（H27）
- ・博多港（クルーズ船）
99 便（H26） →239 便（H27）
- ・長崎港（クルーズ船）
71 便（H26） →145 便（H27）

- ・熊本空港（チャーター便）
89便（H26）→170便（H27）

4. 意思決定の迅速化

○内閣官房に係る事務処理業務（内閣官房）

【取組内容】

内閣官房に係る事務処理業務については、他府省と異なり、それぞれの業務に応じ各オフィスに分散する多数の関係政務が関わるため、より効率的に行うことが課題となっていることを踏まえ、以下の見直しに取り組む。

- ・ 政務を含む決裁の電子化推進
- ・ 操作マニュアルの作成等決裁の電子化に関する環境整備
- ・ ペーパーレス会議や ICT を利活用した会議等の推進

これにより、意思決定の迅速化を図ることを目指す。

【実施時期】

平成 27 年度中に上記見直しを実施。

【主要成果指標（KPI）】

- ・ 電子決裁率の向上
- ・ ペーパーレス化された会議数の増加

○内閣法制局に係る事務処理業務（内閣法制局）

【取組内容】

内閣法制局に係る事務処理業務については、定例的・定型的な業務を中心に意思決定プロセスの簡素化を図ることが課題となっていることを踏まえ、以下の見直しに取り組む。

- ・ 決裁階層の見直し（これまで総務主幹決裁を行っていた各種統計・調査・照会に対する回答等の業務について、総務課長決裁とする。）

【実施時期】

平成 27 年度中に上記見直しを実施。

【主要成果指標（K P I）】

- ・ 総務主幹決裁数の減少

○特定個人情報保護委員会に係る事務処理業務（特定個人情報保護委員会）

【取組内容】

特定個人情報保護委員会に係る事務を処理する業務については、マイナンバー制度の本格施行や個人情報保護法改正に伴う業務拡充への対応が課題となっていることを踏まえ、不要なプロセスの廃止、決裁の電子化など以下の見直しに取り組む。

- ・ 委員長・委員への説明、幹部への説明を同時化するなど不要なプロセスの廃止
- ・ 電子決裁の更なる利用促進
- ・ テレワークの実施

これにより、意思決定の迅速化を図ることを目指す。

【実施時期】

平成 27 年度中に上記見直しを実施。

【主要成果指標（KPI）】

- ・ 電子決裁率の増加
- ・ テレワーク実施者数の増加

5. 業務量の平準化

○情報技術の解析業務（警察庁）

【取組内容】

スマートフォン等電子機器の新機種の登場、不正プログラムの複雑化・巧妙化等に伴い、犯罪の取締りにおける電子機器等の解析の重要性がより一層高まっていることを踏まえ、都道府県警察による円滑な犯罪の取締りを可能とするため、各都道府県情報通信部における業務量格差を是正する。

これにより、的確・迅速な対応を可能とし、より安全・安心な社会につなげていく。

【実施時期】

平成 28 年度に平準化を実施

【主要成果指標（K P I）】

- ・ 職員一人当たりの年間解析業務時間の格差縮小